

令和5年度特別研修（共同）「行政不服申立」実施要領

- 1 目的 行政不服審査法による不服申立ての仕組みと手続きの流れを学ぶとともに、個別的課題の処理について実務的な処理能力を養う。
- 2 対象 【県】職務に関係のある職員
【市町村】構成団体の長から推薦された職員
- 3 予定人員 県40人・市町村40人
- 4 日程 各所属・各団体で指定する期間
受講報告の提出を期限内に行えるように、日程を調整し、研修を受講してください。
- 5 手法 eラーニングシステム「e-Lab」（イーラボ）による動画研修
動画視聴の詳細については、「動画視聴について」を確認してください。
- 6 配信時期 9月6日（水）から10月31日（火）まで（動画時間数 計6時間）
- 7 講師 弁護士 立命館大学法学部教授 田中 良弘 氏
- 8 会場 各所属ほか
- 9 準備品 筆記用具、インターネットに接続できるパソコン等の端末、テキスト等研修資料、実施要領、シラバス（研修案内）、「動画視聴について」
- 10 受講後 電子申請フォーム（URL：<https://logoform.jp/form/vqMu/345909>）により受講報告（アンケート）を入力して提出してください。
【提出期限】10月31日（火）
- 11 その他
 - （1）講義動画及びテキストは本研修のみに限り使用し、録画、撮影、スクリーンショット、引用、転用、転載、第三者への共有等はしないでください。
 - （2）業務等の都合によりやむを得ず欠席する場合は、以下のとおり対応してください。
【県職員】所属長確認の上、欠席届を電子申請フォーム
（<https://logoform.jp/form/vqMu/187195>）により提出してください。
【市町村職員】御自身の所属団体の研修担当課へ申し出をしてください。
 - （3）本研修についてのお問合せは、当広域連合までお願いします。

担当：人材開発グループ 県職員担当 土居 【E-mail】 n.doi@hitozukuri.or.jp
市町村職員担当 南 【E-mail】 y.minami@hitozukuri.or.jp
【電 話】 048-664-6681 【FAX】 048-664-6667

動画視聴について

彩の国さいたま人づくり広域連合の研修で使用する動画は、eラーニングシステム「e-Lab」で配信します。
研修生は、注意事項を御確認の上、下記手順に従ってシステムにログインし、視聴してください。

注意事項

- ①効果的・効率的な研修となるよう、テレワークや庁内会議室の活用により研修生の受講環境の確保に御協力をお願いします。
- ②動画について、倍速などで聞きとばすような視聴方法はお控えください。

(1) システムにアクセス

御自身の端末で下記URLからアクセスしてください。

https://hitozukuri-e-lab.com/HITOZUKURI/Elearning/View/Login/P_login.aspx?currentLanguageId=

★彩の国さいたま人づくり広域連合のHPからもアクセスできます。TOPページ ⇒ 「職員研修」 ⇒ 「自己啓発」

(2) システムにログイン

指定のユーザーID（研修生名簿を参照。）を用いてログインしてください。

初期設定では、パスワードはユーザーIDと同一になっています。

初回ログイン時にパスワードの変更を求められますので、御自身で任意に設定してください。

★ 変更後のパスワードは事務局で把握することができません。忘れないよう御注意ください！

★ 今回指定するユーザーIDは研修動画の視聴期間のみ利用可能です。

※ 今回のユーザーIDで、研修動画の視聴期間内に限り、その他の自己啓発用動画も御視聴いただけます。

ただし、業務に必要な場合を除き、御視聴は勤務時間外としてください。

（研修動画の視聴期間外に、引き続き自己啓発用動画を御利用いただくため、ぜひ御自身でユーザー登録をお願いします。）

なお、自己啓発動画は、公社等職員は御視聴いただけませんので御了承ください。

(3) 動画視聴（以下①～④の手順で視聴してください）

①ユーザーIDとパスワードを入力しログイン

- ユーザーIDと初期パスワードは同一です
(ユーザーIDは「研修生名簿」を参照)



②パスワード変更

- 画面上部の名前がご自身の名前であることを確認してください！



③ユーザーIDと自分で設定したパスワードでログイン



④一番左の★研修動画★をクリック



⑤対象となる研修のアイコンをクリック



⑥下段に表示された研修動画のアイコンをクリック

- 複数動画がある場合、前の動画を視聴完了しないと次の動画が視聴できません



⑦「コンテンツ」ボタンをクリックして視聴開始



⑧研修動画を視聴

- 「中断して戻る」ボタンを押すと、途中までの視聴記録を残すことができます。最後まで視聴すると「閲覧終了」ボタンが表示されます。「閲覧終了」ボタンをクリックするとシステム上で動画が「受講完了」となります。
- 研修のテキストがある場合は、画面左下にダウンロード用リンクが表示されます。URLをクリックし、テキストをダウンロードのうえ受講してください。



⑨「次章へ」ボタンを押して次の動画へ進みます。(複数の動画がある場合)



⑩最後の動画の閲覧終了後、「実施要領」や「受講報告について」に記載されているURLまたはQRコードから電子申請フォームへアクセスし、受講報告(アンケート)を入力してください。



特別研修（共同）

研修名	行政不服申立	受講生の声	
		行政法から入り一つ一つ丁寧に説明して下さったので、理解しやすかったです。実際の事例や課題から、実務において注意すべきことを提示されていたので、大変参考になりました。	
講師	弁護士 立命館大学法学部 教授 田中 良弘	実施日数・時間	計6時間程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	403
ねらい	行政不服審査法による不服申立ての仕組みと手続きの流れを学ぶとともに、個別的課題の処理について実務的な処理能力を養います。		
対象者	【県】職務に関係のある職員 【市町村】構成団体の長から推薦された職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県40人・市町村40人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
行政法概論	6	00	・行政行為の種類、行政処分の効力
行政救済制度			・行政不服審査と行政事件訴訟の異同
行政不服審査制度の仕組み			・制度趣旨と法改正、不服申立ての要件
審査請求手続の流れ			・審査請求手続の流れ
審理員による審理手続			・審理手続の流れ
行政不服審査会			・審査会の性質、審査審議手続
裁決			・裁決の時期、種類、方式
再調査の請求			・再調査の請求ができる場合
再審査請求			・再審査請求と裁決
特記事項			